資料５

## 成育医療等協議会

# 成育医療等基本方針の策定に向けた提言
# 地域子育て支援分野から

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
認定NPO法人びーのびーの
奥山千鶴子

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）

市区町村

都道府県

リスクの程度

低

高

## 子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
・妊産婦等の支援に必要な実情の把握　・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
・関係機関との連絡調整　・支援プランの策定

同一の主担当機関が、２つの機能を担い一体的に支援を実施
※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点

○実情の把握、○情報の提供
○相談対応、サービス調整、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導
○関係機関との連絡調整
支援拠点（主に児童福祉担当課）が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
○その他の必要な支援
・一時保護又は措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援他

ここ！

実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
・複数の市区町村による共同設置可

## 要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関　医療機関
地域子育て支援拠点・児童館　保育所・幼稚園
利用者支援機関　学校・教育委員会

## 要保護児童対策地域協議会 調整機関

・責任をもって対応すべき支援機関を選定
→主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
・支援の進行状況確認等を管理・評価
・関係機関間の調整、協力要請等

民生児童委員　民間団体
里親　乳児院
児童相談所　児童養護施設
弁護士会　児童心理治療施設
警察

役割分担・連携を図りつつ、必要に応じて協働して支援を実施

## 児童相談所（一時保護所）

○相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
○一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
○市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）　等

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

（認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援）

### 施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型　保育所型　[illegible]型

ここ！

幼稚園 3～5歳　保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

（地域の実情に応じた子育て支援）

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 国主体

（仕事と子育ての両立支援）

### 仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業
  ⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ベビーシッター等利用者支援事業
  ⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 地域子育て支援拠点事業の概要

## 背　景

・３歳未満児の約７～８割は家庭で子育て
・核家族化、地域のつながりの希薄化
・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
・男性の子育てへの関わりが少ない
・児童数の減少

## 課　題

・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
・地域や必要な支援とつながらない

## 地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供**

## 地域子育て支援拠点

### ４つの基本事業

①**子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
②**子育て等に関する相談、援助の実施**
③**地域の子育て関連情報の提供**
④**子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**

＋

○更なる展開として
・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
・地域に出向き、出張ひろばを開設
・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等

- 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供**等を実施**
- ＮＰＯなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

30年度実施か所数（交付決定ベース）
７，４３１か所

# 「利用者支援事業」の概要

## 事業の目的

○　子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを等を行う

## 実施主体

○　**市区町村**とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。

地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

## 3つの事業類型

### 基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の２つの柱で構成している。

**【利用者支援】**
**地域子育て支援拠点等の身近な場所で、**
**○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握**
**○子育て支援に関する情報の収集・提供**
**○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援**
**→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

**【地域連携】**
**○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり**
**○地域に展開する子育て支援資源の育成**
**○地域で必要な社会資源の開発等**
**→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

**《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置**
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○　**主として市区町村の窓口**で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

**《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置**
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○　**主として市町村保健センター等**で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

**《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置**



5

# 利用者支援専門員に求められる基本姿勢

（1）利用者主体の支援

（2）包括的な支援

（3）個別ニーズに合わせた支援

（4）子どもの育ちを見通した継続的な支援

（5）早期の予防的支援

（6）地域ぐるみの支援

参考：
地域子育て支援拠点事業で取り組む
利用者支援事業のための
実践ガイド
編集：NPO法人子育てひろば
全国連絡協議会
2016年2月　中央法規出版


6

# 一時預かり事業について

○　日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

| | ① 一般型 | ② 幼稚園型Ⅰ | ③ 幼稚園型Ⅱ | ④ 余裕活用型 | ⑤ 居宅訪問型 | ⑥ 地域密着Ⅱ型 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施主体 | 市区町村（市区町村が認めた者への委託可） | | | | | |
| 対象児童 | 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児 | 主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者 | 3号認定を受けた2歳児 | 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児 | 以下の要件に該当する者<br>▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合<br>▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合<br>▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合 | 乳幼児 |
| 実施場所 | 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など | 幼稚園又は認定こども園 | 幼稚園（新制度園及び私学助成園）<br>※認定こども園は対象外 | 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合 | 利用児童の居宅 | 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など |
| 実施要件 | 設備基準：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準を遵守。<br>職員配置：乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1／2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。<br>※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。<br>※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。 | | | | 設備基準：－<br>職員配置：研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。 | 設備基準：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。<br>職員配置：担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置。<br>担当者は2人を下ることはできない。<br>保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。 |
| 実施か所数（H29年度） | 9,232か所 | 5,293か所 | － | 500か所 | 0か所 | （※　一般型の内数　） |

# 予防型支援体制の構築

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
（地域子育て支援拠点・利用者支援部分抜粋）

〇相談窓口の設置促進等

・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う**子育て世代包括支援センターについて、2020年年度末までに全国展開**を目指す。

〇在宅支援サービスの充実

・孤立した育児によって虐待につながることのないよう、**利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進する**とともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、**一時預かり事業**等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

# 子育て世代包括支援センターについて

○「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
○「子育て世代包括支援センター」は、以下の要件を満たすことが必要。
① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること
② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること （利用者支援事業の「利用者支援」機能）
③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと （利用者支援事業の「地域連携」機能）

※ 子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業（母子保健型）のみならず、利用者支援事業（基本型）や市町村保健センター等も活用し実施する。

相 談

助言・指導
・様々な悩み等に対する相談支援
・必要な支援をコーディネート
※支援プランに基づいた助言・指導

## 子育て世代包括支援センター

○ 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施

○ 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定

連携

## 関係機関

・子育て支援機関（保育所・地域子育て支援拠点事業等）
・医療機関（産科・小児科等）
・保健所
・児童相談所 等

## 「センター」はハコモノではなく、システムとして求められるもの

○「子育て世代包括支援センター」については、（略）地域ごとに、関係機関と情報を共有し、連携して、（略）「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」を指す（平成27年9月30日事務連絡4．）
○地域の実情に応じた多様な事業展開の中で、子どもの発達段階等に応じて、あるいは、支援内容に応じて、複数のコーディネーター等が関わる場合には、関係者が必要な情報を共有し、切れ目なく支援に当たることが必要となる。（同上5．）

# １．子どもや子育て家庭の現状

# 日本の少子・高齢化の現状

こどもの日発表！

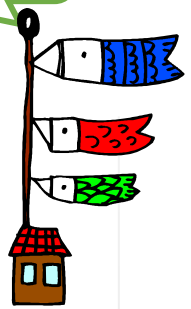

## 年齢3区分別人口割合の推移（%）

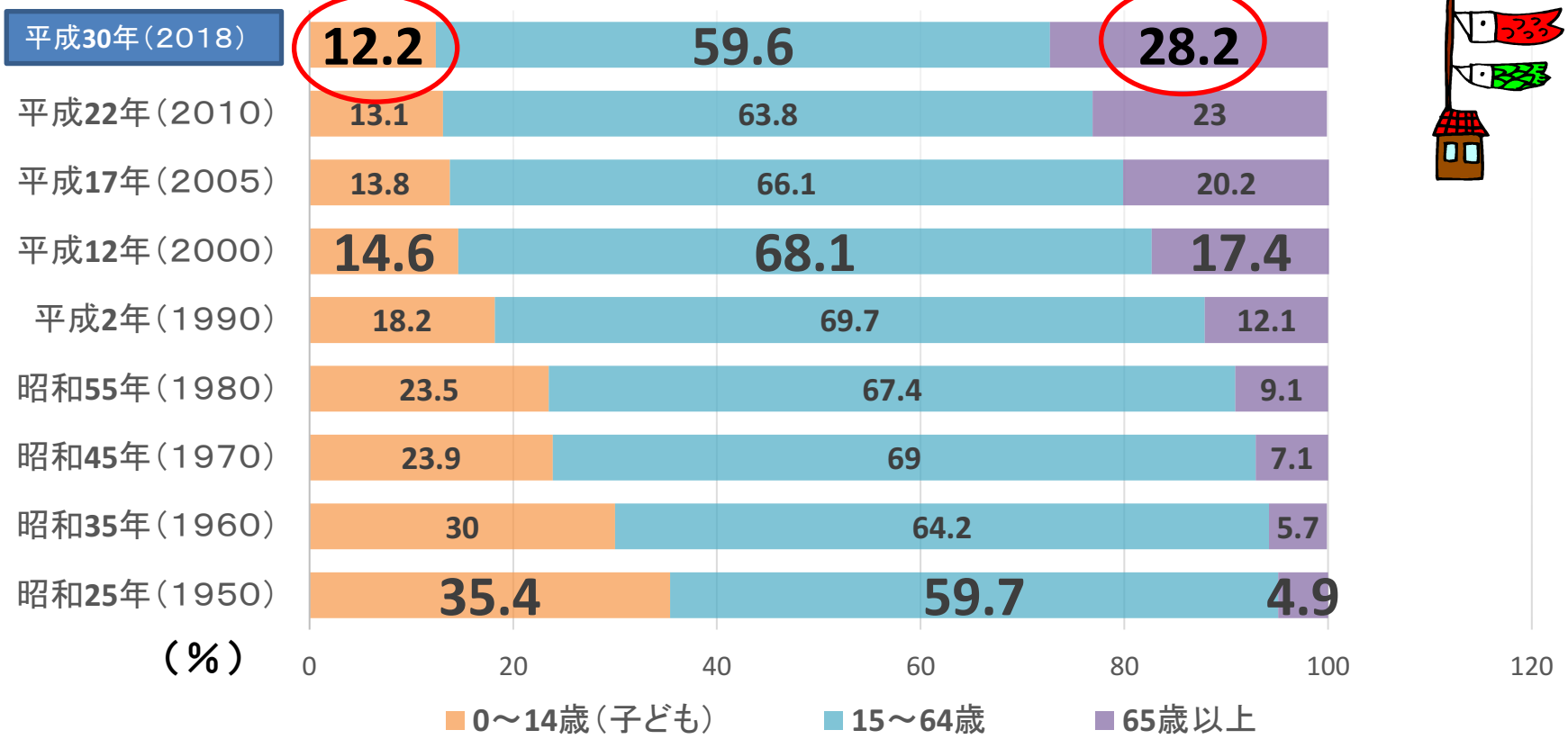


人口推計（総務省統計局　2019.05発表）

**年間出生数　平成28年度　97万7千人　100万人割れ！**
**平成30年度　91万8千人　合計特殊出生率1.42**
**令和元年度　86万4千人**

# 20年の変化（世帯構造別、世帯類型別世帯数の年次推移）

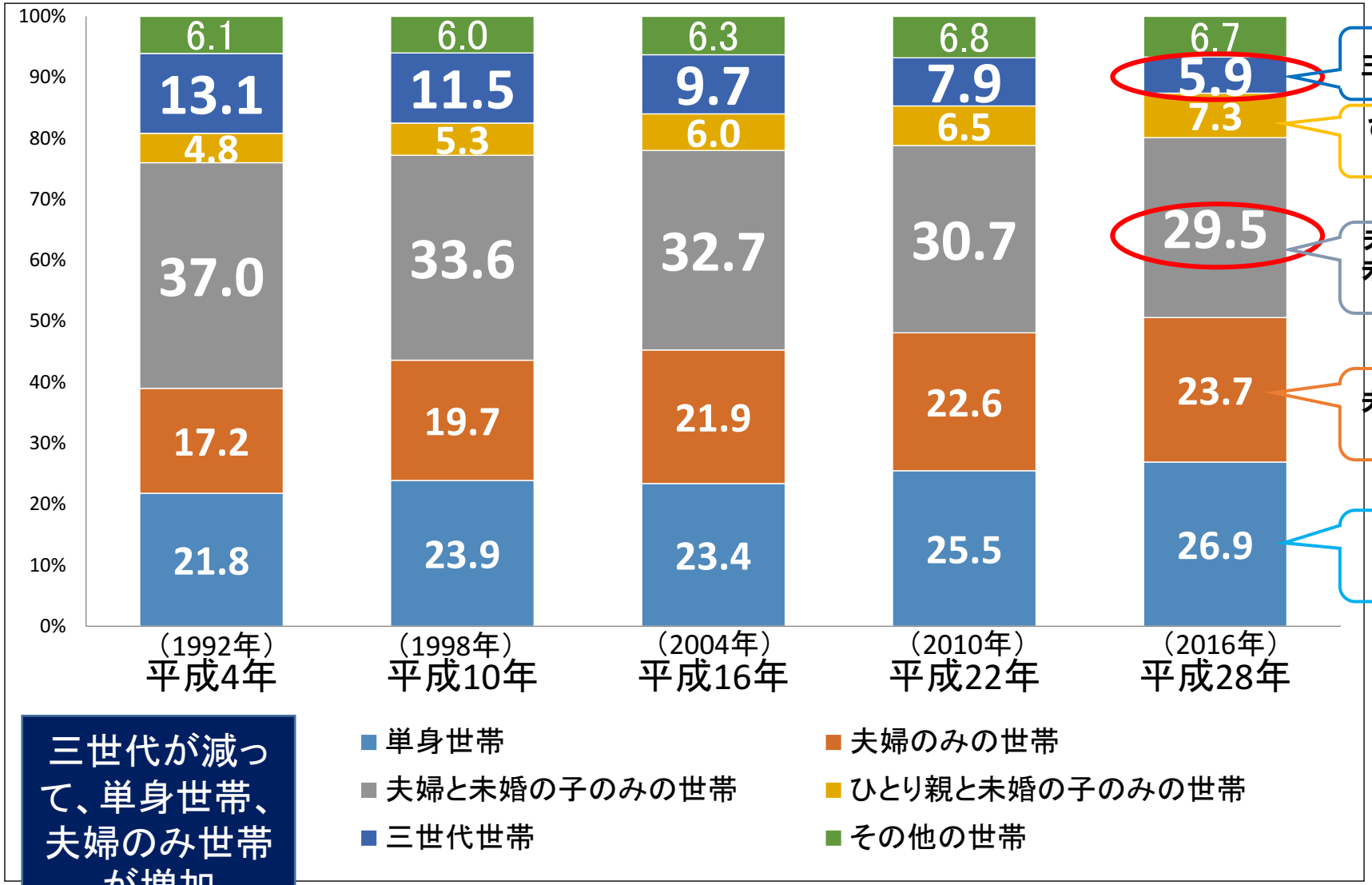


三世代が減って、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加

厚生労働省「国民生活基本調査（2016年）から作成」

# 子育てのしやすさ　諸外国との意識の比較

自分の国は、子どもを産み育てやすい国だと思うかという問いに対して「そう思う」と答えた者の割合

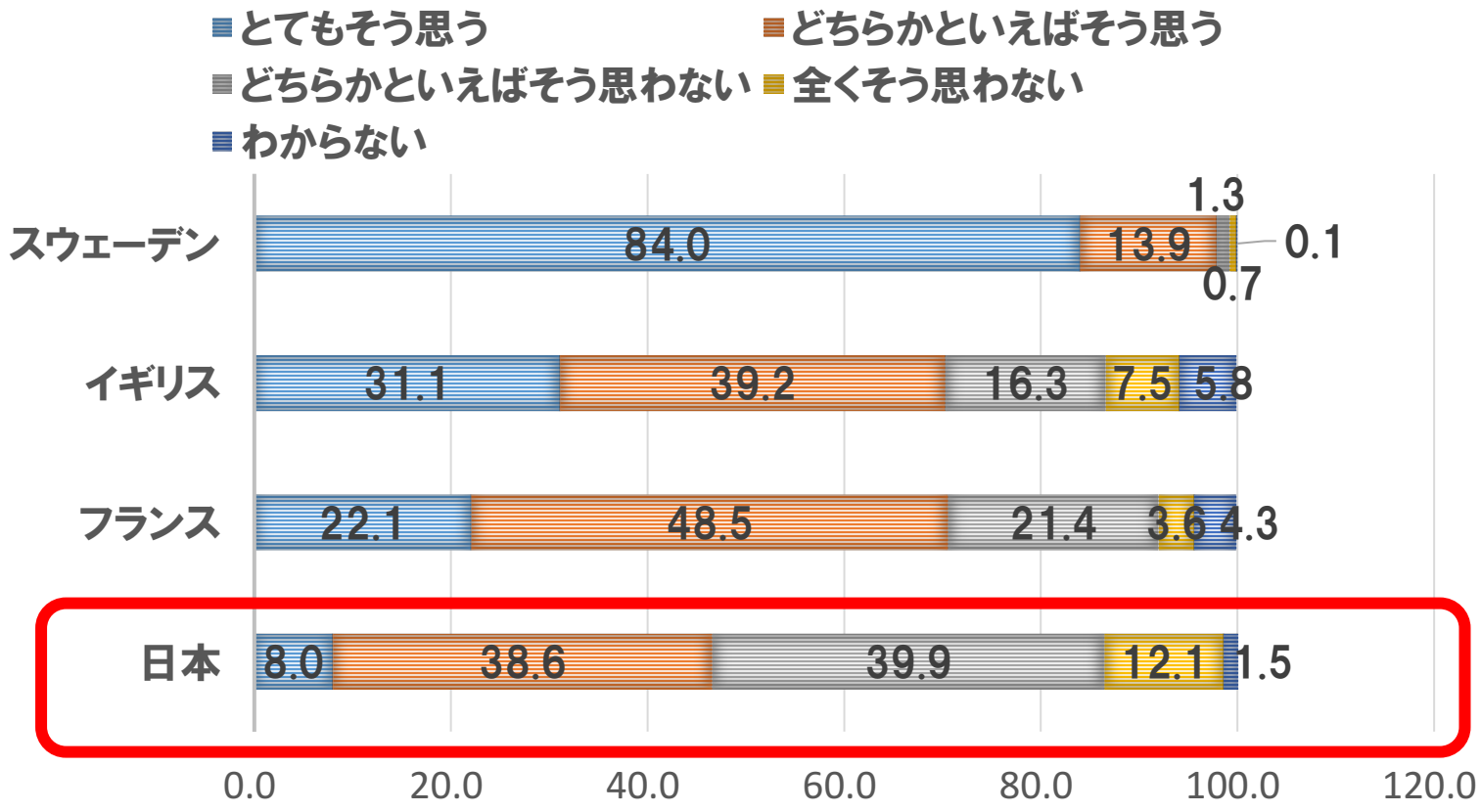


内閣府「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査」より作成



13

# 性別役割分業観　諸外国との意識の比較

「小学校入学前の子どもの育児における夫・妻の役割について」

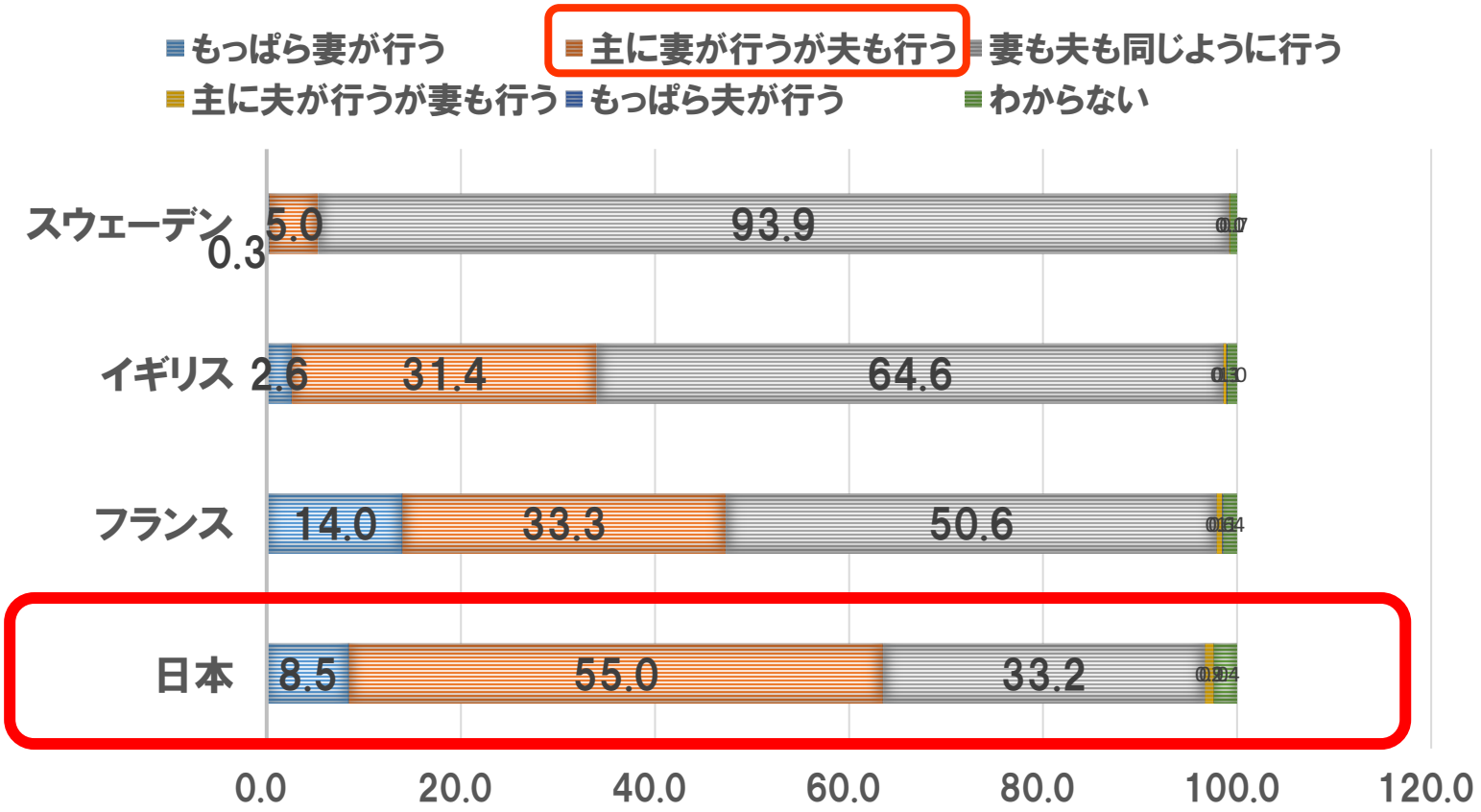


内閣府「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査」より作成



14

# 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生

〇夫の休日の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い

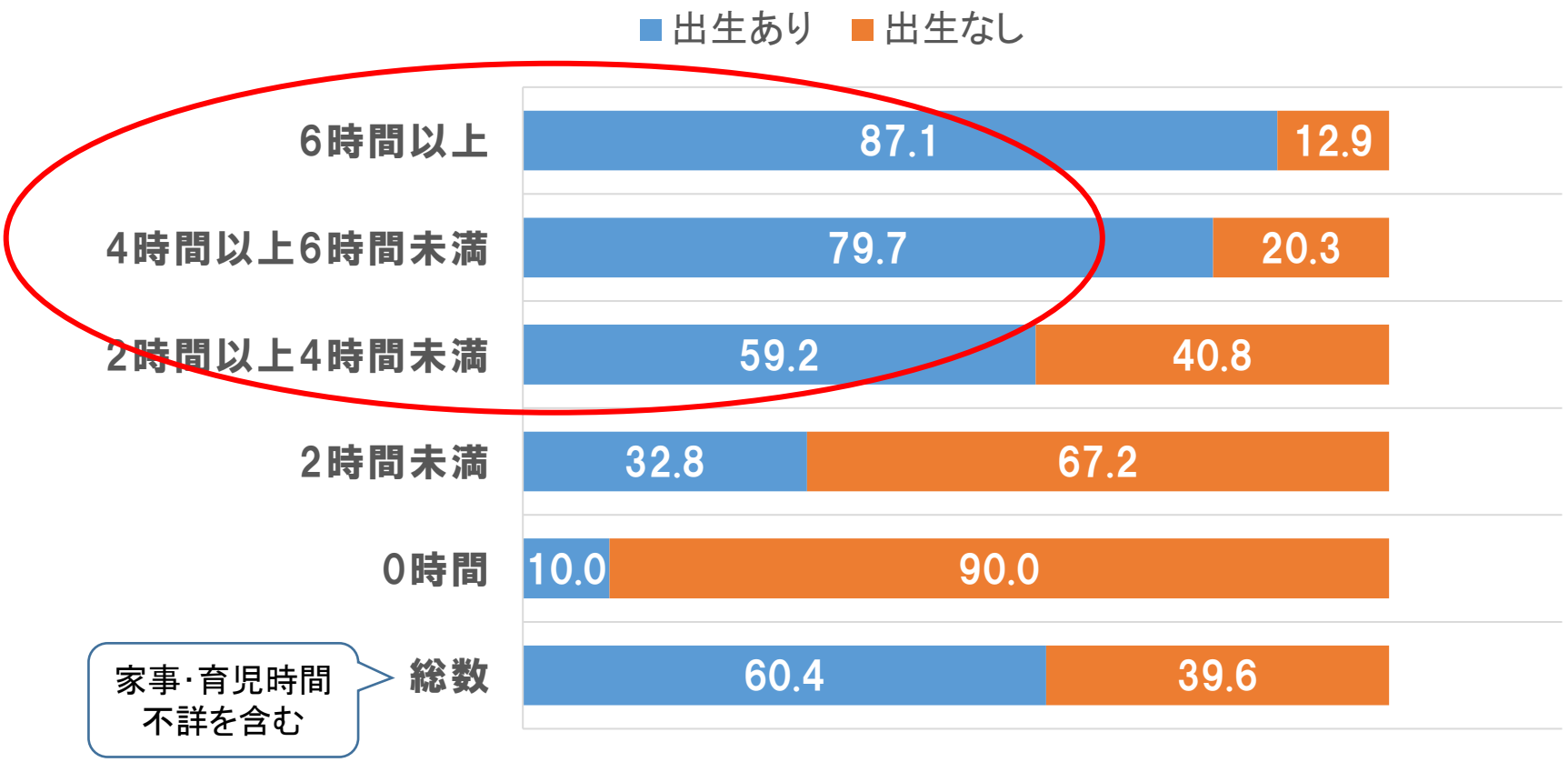


厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（2015）から作成」



15

# 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年、平成30年比較）

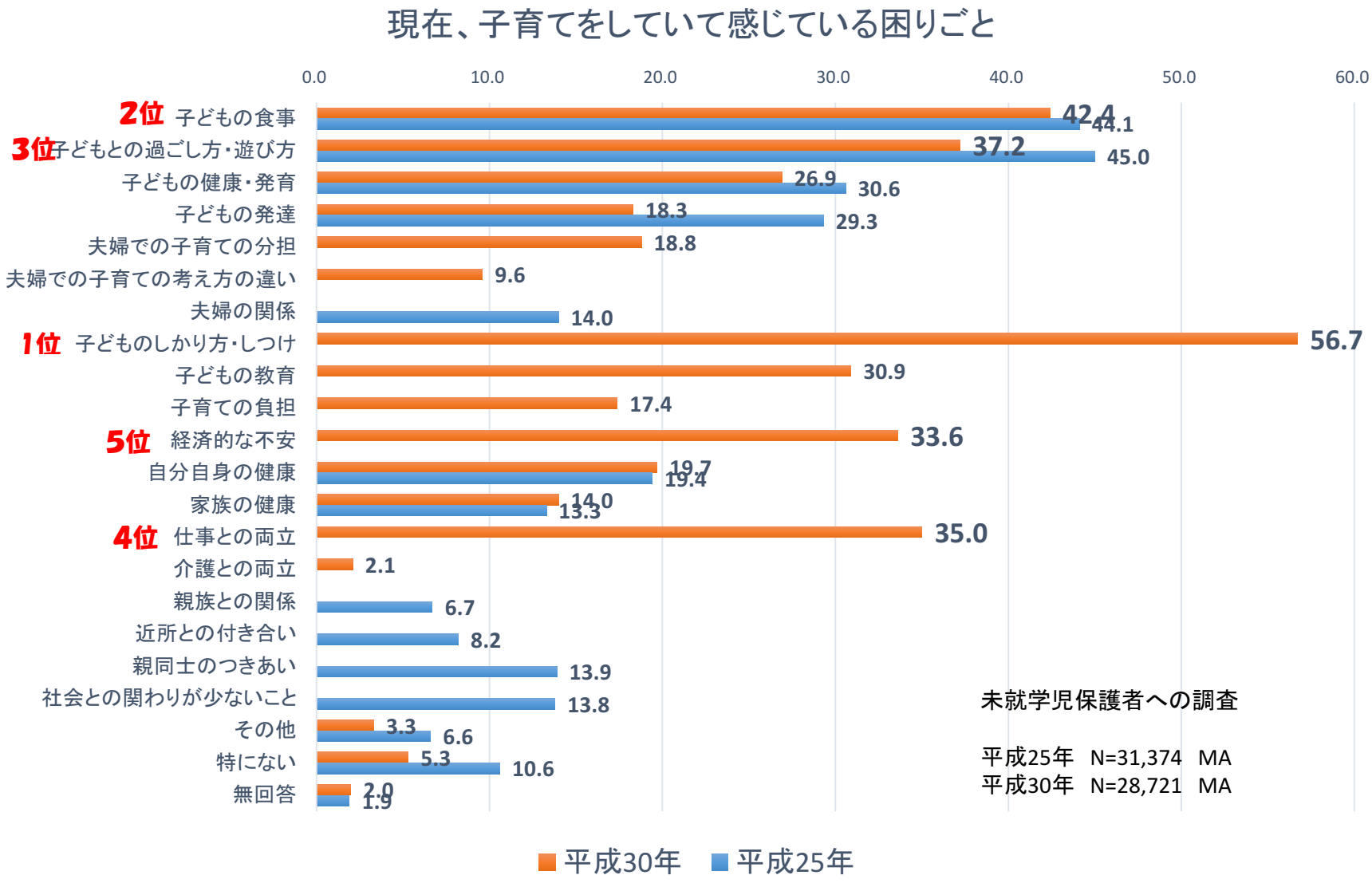

# 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年、平成30年比較）

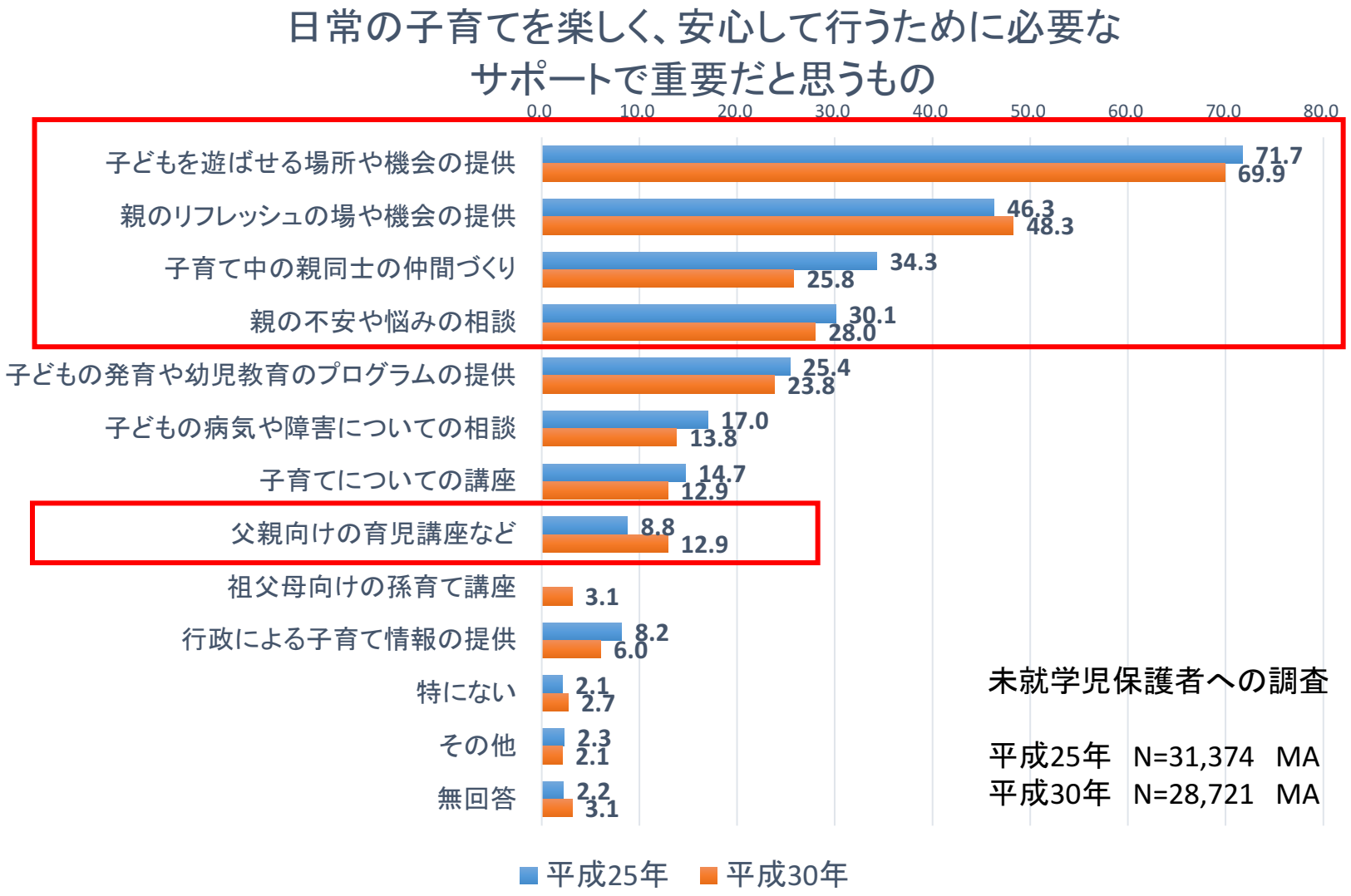

# 子育てひろば全国連絡協議会
# 設立の背景

乳幼児期の子育て家庭に向けての交流の場が、全国各地に広がってきた背景には、
核家族化で世代間の子育ての文化伝承が難しくなってきたこと、
顔の見えるかたちでの地域の支えあいの力が弱くなってきたこと、
さらには、親の就労時間が長く、夫婦が協力して子育てを担う環境が整っていないこと、
などの現状があります。このような現状を打開しようと、
子育て当事者（親）や子育て支援者たちが、
自分たちで地域の中に居場所を確保して、
親同士が気兼ねなく交流し、お互いに支え合い、情報を交換し、学びあう場を生み出し、
子育ての第一歩を支えていこうと活動してきました。
このことは、多様な関わりの中で、
子どもも親も育つ環境を地域の中で,
再構築する営みでもありました。

こうして各地に広がってきた居場所を「子育てひろば」と定義します。

# 「子育てひろば」とは

■妊娠、出産、乳幼児期の子育て家庭が気兼ねなく集まり交流できる場

■乳幼児期の子どもたちが安心して、のびのびと遊べる場

■子育ての情報を得たり、交換できる場

■親子が育ち合う仲間と出会える場

■子育て経験や体験を通じて、親同士が学び合える場

■親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場

■子育ての悩みに寄り添って聞いてくれるスタッフがいる場

■地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、

社会全体で子育てを応援する場

# 地域子育て支援拠点で把握される家庭状況

ひろば全協発行
「子育てひろば0123育ちの詩」から

子育てが辛いんじゃない。子どもたちはかわいい。でも不安や孤独で押しつぶされそうで、どうしようもない時がある。

産休前は教師としてバリバリ働いていたのに、社会からの疎外感。息子はアトピー。それでも周囲に弱さを見せられずにいた。

息子はトラブルメーカー。「私の育て方のせいなのか」とひどく落ち込んだ。

知り合いもおらず、地理もわからない土地で子育てのスタートはとても辛かった。家の中で赤ちゃんを抱えひどく追い詰められていたと思う。

# 地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業

## 「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査　2015・2016」

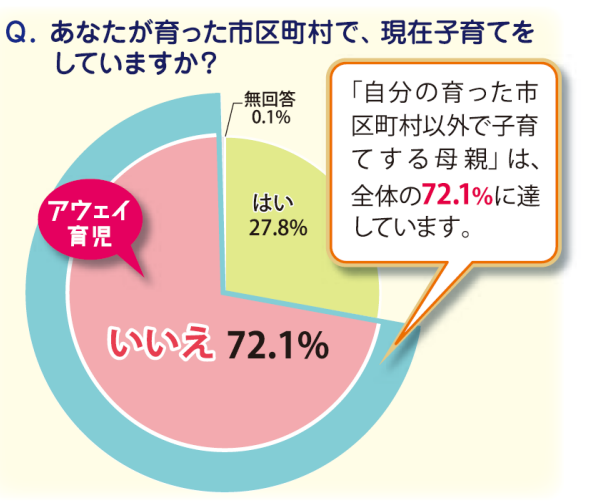


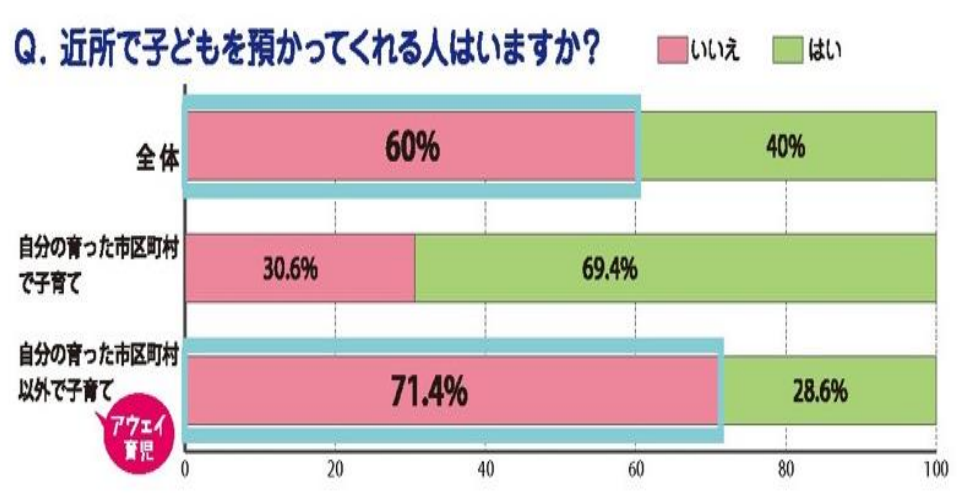


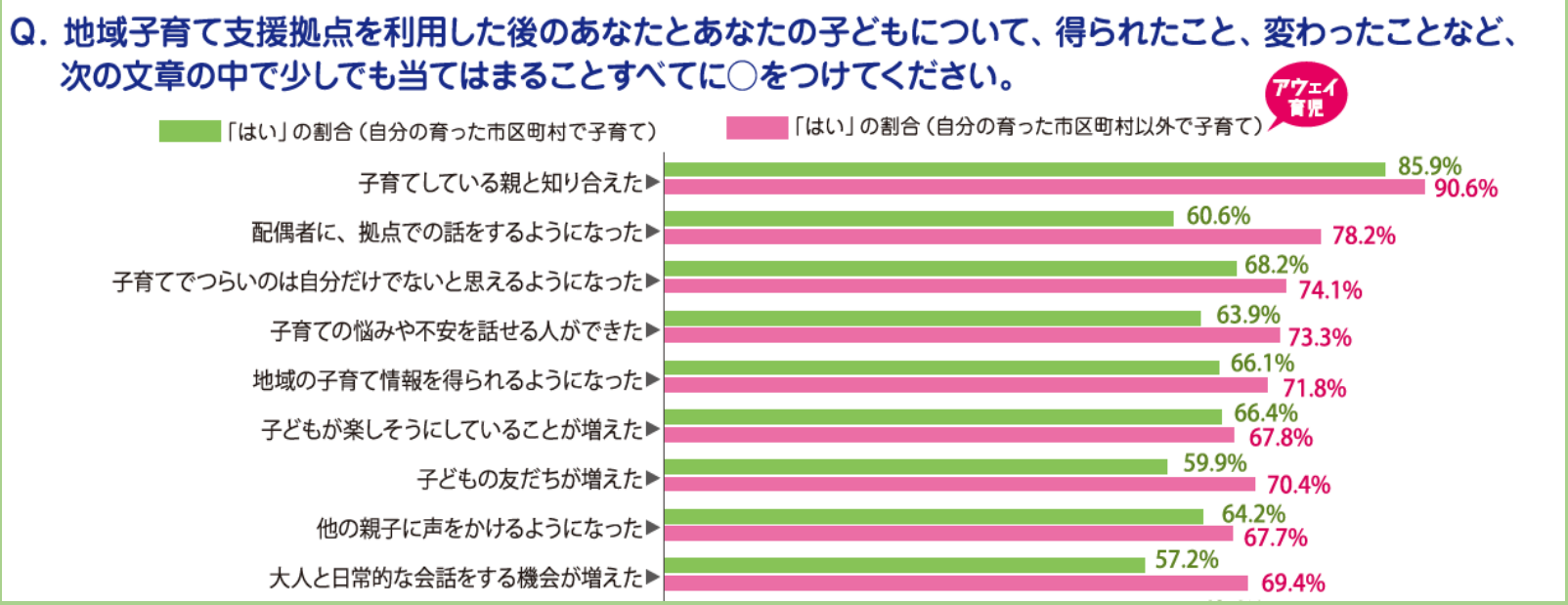

# アウェイ育児とは

**自分が育った市区町村以外で子育てをしている母親**

知り合いのいない土地で母親が感じる孤立感、手助けが得にくい中での子育ての負担感。

日々、地域子育て支援拠点の支援者は、数多くの母親から切実な声を受け止めています。

自分の生まれ育ったまちから離れた場所での子育ては、物理的な手助けの不足にとどまらず、心理的に孤立しているという状況をもたらし、「アウェイ感」を母親に与えているものと考えられます。

（ひろば全協理事　調査研究担当）

# ２．保護者支援・子育て支援の実際

# 認定NPO法人びーのびーの運営
## 横浜市港北区に2か所の地域子育て支援拠点

**大倉山の「どろっぷ」**
2006年3月オープン

**綱島の「どろっぷサテライト」**
2016年3月末オープン

港北区：総人口34万人
年間4,300母子手帳交付
3,600人の出生数

2拠点でで年間（29年度）
61，000人の利用
1日平均約65家庭

# 地域子育て支援拠点における多機能化の推進

複数の事業間で情報共有や必要なつなぎが出来て、決め細やかな支援が可能

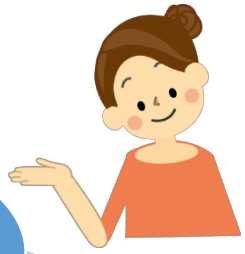

拠点に来たついでに気軽に相談

いつも通いなれた場に情報や支援サービスがあって安心

拠点で、他の子どもの預かりの様子を見て安心して預けられる。

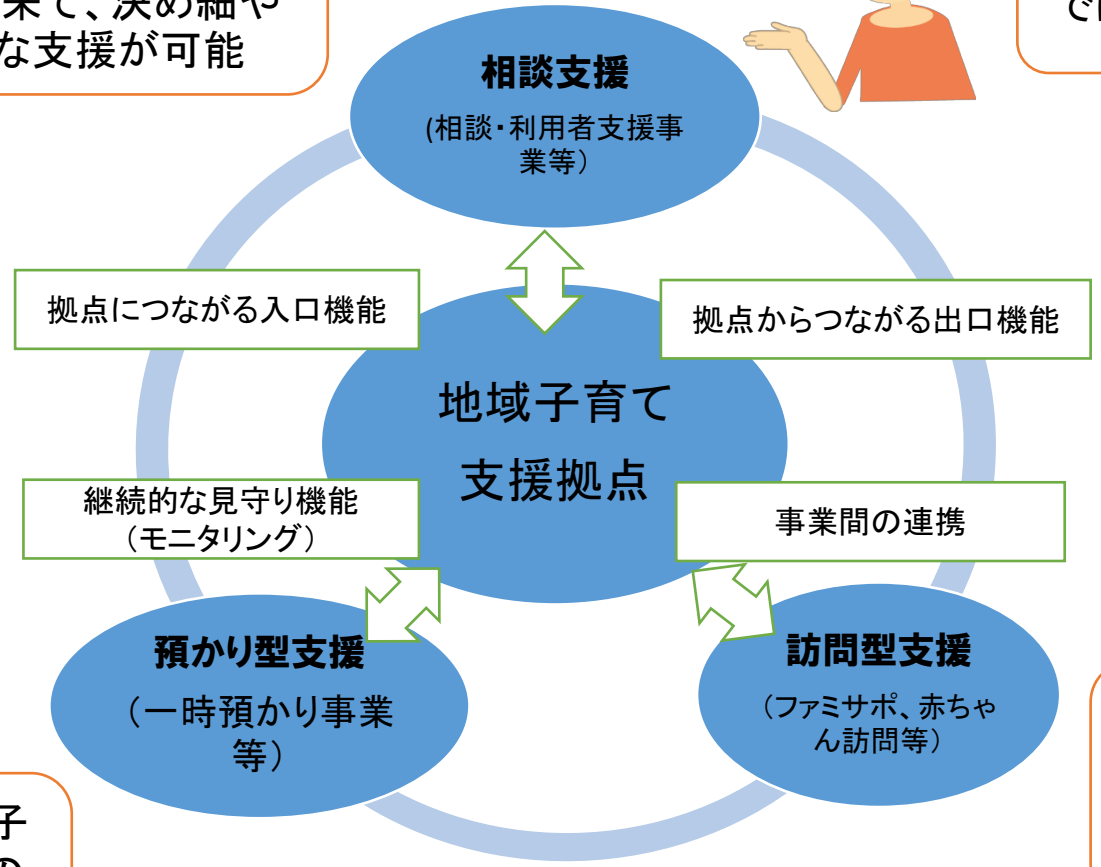


訪問員さんから紹介してもらって拠点にGO!

拠点に来たついでにファミサポの登録が出来て便利

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援拠点事業の実践状況等に関する調査研究報告書
（研究代表者：橋本真紀　関西学院大学教育学部教授、
多機能型子育て支援の研究代表：渡辺顕一郎　日本福祉大学子ども発達学部教授）より



25

# ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例～
## 神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組

厚生労働省資料より

【活動の様子】

## 多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人びーのびーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、専用施設で実施しており、そこでファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」という。）と利用者支援事業を併せて実施している。
平成13年度から社会福祉協議会に委託されていたファミサポ事業が平成22年度に拠点に移管され、また、利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施している。

## 多機能型支援のポイント

**～ 親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる ～**

○ 「ひろば＝場」を持っていることは、かけがえのない財産である。
（常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらす。）

○ 敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の支援活動を見て知ることができる。
（知っている顔がいつでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目で見て、どんな雰囲気で活動しているかを理解することができる。）

○ 子育て親子の不便を解消できる。
（複数の子育て支援事業がワンストップで行われることで、様々な子育て支援事業を利用するために、親子連れで拠点以外の場所に出向いて登録等をする手間が省ける。）

○ 妊娠期からの切れ目ない支援が効果を上げている。
（産前からのアプローチにより、地域で子育てを体現できる場となっている。）

## 基礎データ

| | |
|---|---|
| 横浜市 | 人口：3，735，843人（平成29年1月1日）<br>出生数：31，819人（平成28年） |
| 拠点開始年度 | 平成17年度から |
| 運営主体 | NPO法人びーのびーの |
| 多機能型支援の実施事業 | ファミサポ事業 （平成22年度から）<br>利用者支援事業 （平成28年1月から） |
| 職員数 | 常勤職員7名、非常勤職員11名<br>その他ボランティア等 |
| 当該施設の利用件数（平成28年度） | 拠点事業　約60組～70組（1日平均）<br>ファミサポ事業　約700件～900件（1か月）<br>利用者支援事業　約70件（相談件数）（1か月平均） |

## 多機能型支援による効果

○ 利用者支援事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることや、親子を他者との関わりの中で見ることで、利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が多方面からできるようになり、子育て支援の幅が拡がった。

○ 拠点でファミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がファミサポ事業の様子などを自分の目で見ることで、子どもを他者に預けても安心であることを理解してもらう機会となり、また、拠点利用の際にファミサポの登録ができるなど「ワンストップ」の効果などにより、拠点でファミサポ事業を実施してから登録数が20倍以上になった。

○ 拠点でファミサポ事業を利用した親子が別の日に拠点に遊びに来た際に、ファミサポ事業の感想や意見を聞き取り、ファミサポ事業が更に利用しやすくなるよう、利用方法などを見直し改善することができた。

○ ファミサポ事業は小学校6年生まで利用が可能のため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、下の子が拠点を利用した際に、上の子の相談に関わるケースに対応する他、学童・思春期まで見通せる場となった。

## 今後の展望・課題

○ 柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォロー体制
○ 情報共有や支援のあり方を検討する時間の確保
○ 支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、支援に関する意識の共有
○ 包括的な調整役の配置

# 妊娠期からの切れ目ない支援

（１）妊娠期からの父親の参画と子育てのイメージ作り

・出産準備教室、両親学級等への男性の参画が当たり前になる （男女共に休暇がとれる）

・男性も、沐浴、おむつ替え等基本的ケアを学ぶ

・先輩パパママから出産後の生活を学ぶ

（２）地元自治体の制度やサービスを知る

・健診、保育・教育施設やサービス、地域子育て支援等

（３）地域の知り合いや仲間を増やす

# ひろば全協プレママ・プレパパ応援プロジェクト

プレママ
プレパパ

ようこそ
地域子育て
支援拠点へ

28

# 認定NPO法人びーのびーのが注力している妊娠期支援
# 土曜両親教室　年間36回（約600家庭参加）

■横浜市の区局間連携モデル事業として
母子手帳交付時に案内

- ●区役所
- ●横浜市助産師会
- ●区内、拠点事業8ケ所で連携
- ●地域包括支援センター

抽選応募

■区内の産院訪問

■開業助産師たちとの連携


29

# 中学生　赤ちゃんとのふれあい体験授業

近隣の中学校と家庭科の授業で2学年全クラス（8クラス）と実施。地域子育て支援拠点に来所。保護者の話を聞き、乳幼児と触れ合うことを通した交流。

Q.乳幼児はどんなイメージ？

| | 体験前 | | 体験後 |
|---|---|---|---|
| ●かわいい　とてもそう思う | 57.3% | ⇒ | 85.1% |
| ●うるさい　そう思う | 46.7% | ⇒ | 27.3% |

Q.親についてどんなイメージ？

| | | | |
|---|---|---|---|
| ●幸せそう　とてもそう思う | 58.3% | ⇒ | 84.2% |

体験後、まちで中学生に声をかけられてうれしかったと、拠点利用者から話があった。

拠点利用者からは、体験後の気持ちの変化として、中学生が素直で身近な存在として認識され、子育てをしていて良かったとの気持ちが語られた。


30

# 子どもが大人になるプロセスに社会が関わる

●学齢期
・赤ちゃんをケアする経験
↓
ケアできる自分の発見、赤ちゃんの理解
・大学生や多世代の人との関わり
↓
大人になるイメージ、生活感の獲得

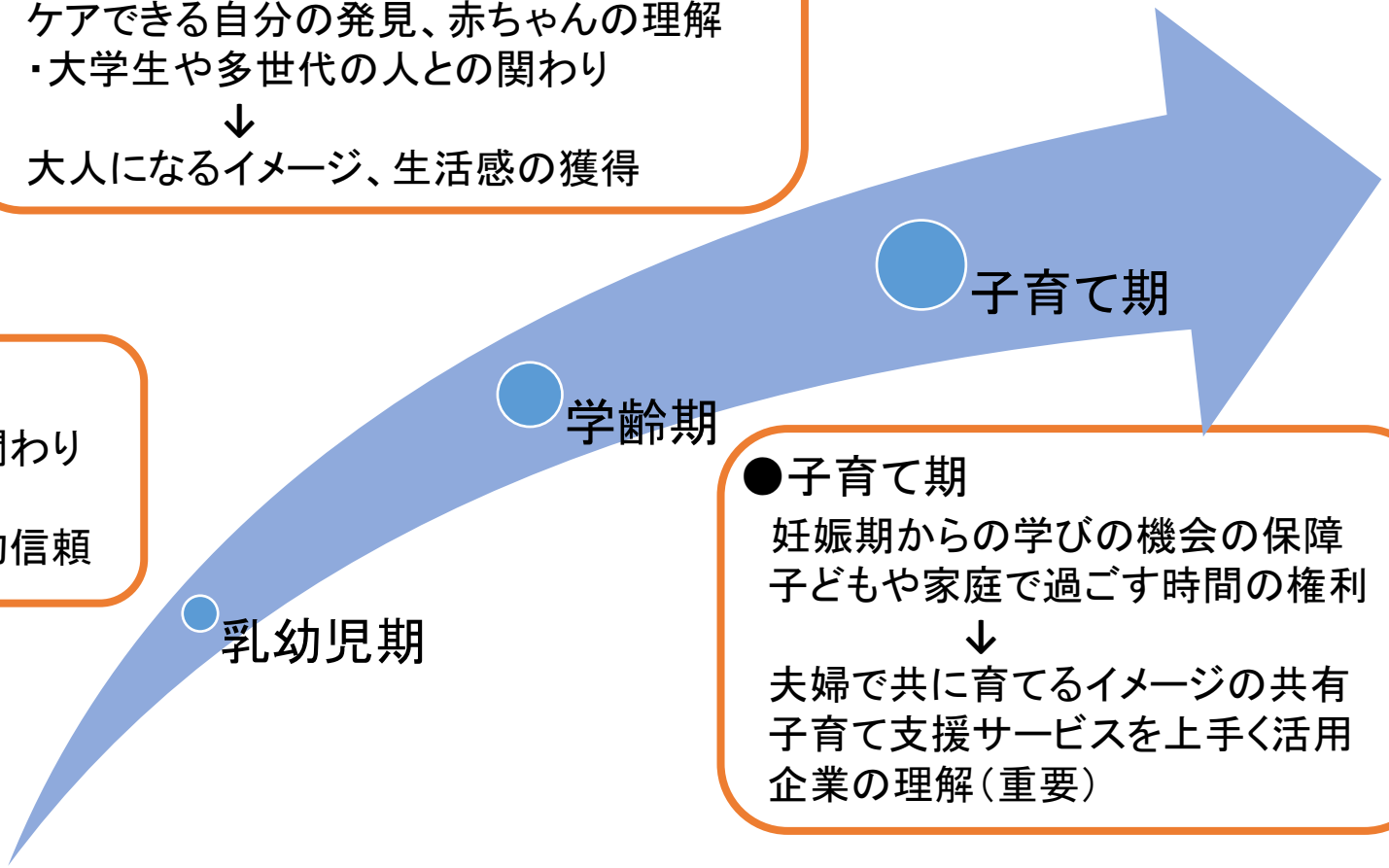


●乳幼児期
多世代の人の関わり
↓
社会への基本的信頼

●子育て期
妊娠期からの学びの機会の保障
子どもや家庭で過ごす時間の権利
↓
夫婦で共に育てるイメージの共有
子育て支援サービスを上手く活用
企業の理解（重要）

# 当事者に寄り添う視点

子どもを育てるのは、本当にたいへんです。

親なんだからうまく育ててあたりまえ。子どもはちゃんとしつけなさい！という世間からの声に押しつぶされそうな子育て家庭ばかりです。自信をもって育てられる人なんていません。
「どうやったらうまく育てられるんですか？
私の子育て、手伝ってくれるんですか？」 という思い。

親を支える支援が社会になければ、そもそも子どもを産もう、育てようという気持ちにはならないのではないでしょうか。


32

# さいごに

子育てしやすい社会を実現するためには、

人生にかかわるステージごとの支援が必要です。

安心して妊娠・出産できる医療環境がありますか？
敷居の低い相談場所はありますか？
当事者同士の交流の場はありますか？
土日開催の両親教室はありますか？
里帰りに代わる、地域の産後ケア・サポート体制づくりを！
希望すれば、子どもを預かってくれますか？
産後ヘルパーを派遣してくれますか？
家事援助をしてくれますか？
保育所等には希望すれば入れますか？
職場は、出産・子育てを応援してくれていますか？


33

# 今後にむけて

◆親にとっては…
・日常的に集える居場所
・いざという時に、家事支援、子どもの世話をしてくれる
（産後ヘルパー派遣事業、一時預かり事業、
ファミサポ、ショートステイ、トワイライトステイ等）
・食事も時にはみんなと一緒に
（地域食堂、こども食堂、学童での食事の提供）
◆子どもにとっては…
・親以外に頼れる大人がいる
・地域に知り合いが増える　・多様な家庭を知る
◆わかものにとっては
・ヘルプケアサポートが男女ともに充実している
・結婚や出産・子育てが手に届く、希望がかなえられる
◆シニアや地域の人々にとって
・子ども・わかもの、家族支援のために出番がある


34

# これからの子育て支援とは　安心できる場づくり

NHKスペシャル
ママたちが非常事態

人類が進化の過程で確立した、「みんなで協力して子育てする」という独自の子育てスタイル。

共同養育

人間の母親たちは、今なお本能的に「仲間と共同養育したい」という欲求を感じながら、核家族化が進む現代環境でそれがかなわない。

●子育て当事者である親の主体性とニーズを尊重
●より豊かな子育てが可能となるように親としての成長に寄り添う
●同時に、地域の子育て機能を高めていく

親ができないことや不都合なことを相談してくるのを待っているのではなく、親のありのままを尊重し、潜在的にもつ力を発揮できるような支援の場をつくる

「拠点型子育て支援における従事者に対する研修プログラムの開発」平成19年2月主任研究者　渡辺顕一郎（日本福祉大学教授）

**地域を基盤とした地域子育て支援！**

地域とともに


35

孤立させない子育て応援の
種を飛ばそう！
子どもたちの未来のために
親子を応援する地域子育て支援！